大仙市営協和スキー場利用約款

大仙市営協和スキー場指定管理者

株式会社協和振興開発公社

# （約款の適用）

第１条　　当社の運営する大仙市営協和スキー場（以下「当スキー場」といいます。）を利用される方は、本約款及び索道運送事業約款ほか当スキー場が定める諸規程に従ってご利用いただきます。本約款に定めのない事項については、「スノースポーツ安全基準」（全国スキー安全対策協議会策定２０１３ 年１０月改訂版）に準じます。

　　　　　スキー、スノーボードその他の雪上滑走用具（雪上のスポーツや遊びに関するものも同様です。以下「スキー等」といいます。）は、これに準ずるものとします。

# （利用契約の成立）

## 第２条　　当スキー場を営業期間内に利用される方が、利用当日に本約款を確認のうえ、リフト乗車券売場にて乗車券をお買い求めいただくこと、又は、乗車引換券（シーズン券、小・中学ウィンタースポーツ推進事業市内スキー場共通シーズン券、無料招待券等を含みます。）と乗車券を引き換えいただくことにより、当スキー場は、リフト乗車券購入者又は乗車券引換者の施設のご利用をお引き受けすることになります。

# （滑走の際の注意事項）

## 第３条　　スキー等は、次のような危険に出遭うことがあります。スキー場利用者は、これをよく理解のうえ、注意深く行動し、安全で快適なスキー場利用にご協力ください。

（１）　降雪・吹雪・雨・濃霧など天候にともなう危険

（２）　崖・急斜面・溝・沢など地形にともなう危険

（３）　アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険

（４）　立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険

（５）　リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険

（６）　雪上車両との衝突の危険

（７）　スキーヤー、スノーボーダー等のスピードの出し過ぎによる危険

（８）　自己転倒による危険

（９）　他のスキーヤー、スノーボーダー等との衝突による危険

（10）　疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険

（11）　不適切な用具の使用などによる危険

（12）　その他、これらに類する危険

# （スキー場での行動規則）

## 第４条　　スキー等には様々な特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、個人の行動には、自分自身の事故防止と他者の安全に対して責任と注意義務があります。

（１）　他の利用者への責任

スキー場では、決して他の人の体や持ち物に危害を与えないでください。

（２）　行動の一般的な注意

常に前方をよく見て滑り、体調・技能・地形・天候・雪質・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも他の人や事物を避けられるように滑り方を選んでください

（３）　前を滑る人への配慮

後ろや上から滑る人は、先を滑っている人の邪魔をしないで、危険がないように進路を選んでください。

（４）　追い越し

追い越す時は、追い越される人がどのような行動を取っても危険がないよう十分な間隔を開けてください。

（５）　下を滑る時の注意

コースに合流するとき、斜面を横切るとき、又は滑り始めるときには、前方、上方、下方に注意して、自分にも他人にも危険のないよう確かめてください。

（６）　コースをふさがない

コースの中で必要なく立ち止まったり座り込んだりしないようにしてください。せまい所や、上からの見通しのきかない場所は特に危険であるため、転んだ時は出来るだけ速やかにコースをあけてください。

（７）　登り・歩き・立ち止まり

登る時、歩く時、又は立ち止まる時は、コースの端を利用してください。また、上から滑ってくる人には特に注意してください。

（８）　流れ止めをつける

スキー等の雪上滑走用具には、流れ止めをつけてください。

（９）　標識や警告・指示の尊重

標識、掲示物、放送等スキー場の警告に注意し、パトロールやスキー場係員の指示に従い、自分自身の事故防止にも努めてください。

（10）　障害者用スキーへの配慮

滑降中の障害者用スキー(スノーカート、デュアルスキー、バイスキーなど)の近くを通る時は、その滑降を妨げないように注意して下さい。

（11）　助け合いと協力の義務

事故に遭遇した時は、事故当事者であるか否かに関わらず、救急活動と通報に協力をしてください。当事者・目撃者を問わず、身元を確認させていただくことがあります。

# （禁止行為）

## 第５条　　スキーヤー、スノーボーダー等は、当スキー場に設置されているコース案内に従い、指定されたコース・エリア内を利用するものとし、次の行為を禁止します。

（１）　コース外を滑走する行為

（２）　閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりする行為

（３）　立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走する行為

（４）　他のスキーヤー、スノーボーダー等の間近を滑走する行為

（５）　他のスキーヤー、スノーボーダー等の滑走を妨げる行為

（６）　圧雪車・スノーモービルなど全ての雪上車両に近づく行為

（７）　リフトの運行を妨げる行為

（８）　飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走する行為

（９）　長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりする行為

（10）　コース内に荷物などを放置する行為

（11）　指定場所以外でゴミ等を捨てる行為

（12）　標識・掲示物・ネットなどを毀損する行為

（13）　許可なくドローンを飛行させる行為

（14）　コース内に犬やその他の動物を放したり、持ち込む行為

（15）　その他、これらに類する行為

# （徐行義務）

## 第６条　　次の状況では徐行してください。

（１）　徐行の標識（「SLOW」の標識を含む）があるところ

（２）　地形や障害物で、前方が見えにくいところ

（３）　シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき。

（４）　降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき。

（５）　ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)のとき。

（６）　リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物、その他障害物に近づいたとき。

（７）　コースの合流地点やコースが狭いところ

（８）　コースの脇や末端に近づいたとき。

（９）　リフトの乗り場や降り場に近づいたとき。

（10）　コースが混雑しているとき。

（11）　業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき。

（12）　その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき。

# （リフト利用時の注意事項）

## 第７条　　リフトの利用時には、次のことを守ってください。

１．　乗車時について

（１）　リフトの乗り降りに不安のあるお客様は、係員まで申し出てください。

（２）　スキー、スノーボード等を正しく前に向けてお待ちください。

（３）　乗りそこねたら、直ぐにリフトから離れてください。

（４）　ストック等が隣のお客様の迷惑にならないようにご注意ください。

（５）　リュック、衣類等のひもにご注意ください。

（６）　スノーボーダー等は、流れ止めをつけ、ハイバックをたたんでください。

２．　乗車中について

（１）　セーフティーバーがある場合、セーフティーバーを下ろして深く腰をかけてください。

（２）　身の廻り品や物品の落下にご注意ください。

３．　乗車中の禁止行為について

（１）　イスから飛び降りること、イスを揺らすこと。

（２）　イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。

（３）　ストック等で柱などにさわること。

（４）　空き缶、その他の物品を乗っているリフトから投げ捨てないでください。

（５）　リフトが止まっても飛び降りないでください。

４．　降車時について

（１）　降り場が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進み、次のお客様の迷惑にならないよう注意してください。

（２）　降りられなかったら、係員まで申し出てください。

# （スノーパーク利用上の義務）

## 第８条　　利用者は、スノーパークを利用する場合、次の事項を順守してください。

（１）　掲示板に記載された注意書に従うこと。

（２）　自らの能力と技術の範囲内で滑走すること。

（３）　着地点の周囲の安全を確認してからスタートすること。

（４）　ヘルメット、その他必要な防具を着用すること。

# （引率者・指導者の責務）

## 第９条　　個人、グループ又は団体を当スキー場に案内し、利用者を指導・監督・介護する者（以下「引率者・指導者」といいます。）は、この利用約款を率先して順守してください。

（１）　受講者に滑走技術を教えるだけでなく、この利用約款に定める事項及び安全に滑走する方法も指導してください。

（２）　他の利用者の妨げとなるような方法や場所で指導することは控えてください。

（３）　天候・雪質・コース状況などを考慮したうえで、受講者に不適切な課題を課したり、危険に遭わせたりしないよう指導してください。

# （受講者の責務）

## 第10条　　受講者は他の利用者に対して何の優先権も持ちません。受講者は、引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らにこの利用約款に定める事項を守って行動してください。

# （子供の保護者・付添人の責務）

## 第11条　　当スキー場では、お子様の保護者又は付添人は、お子様の能力を見極め、お子様を危険に遭わせないように次のことを守ってください。

（１）　子供の能力の見極めと、危険からの回避すること。

（２）　子供に対して、スキー場で守るべきルールを伝達すること。

# （事故時の協力）

## 第12条　　事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール等の当スキー場係員に通報し、次のことを守ってください。

（１）　事故が起きた場合、全ての利用者は、事故者を援助するよう努めること。

（２）　事故の当事者及び目撃者は、相互に身元を確認すること。

（３）　当スキー場は、事故が起きた場合、当事者や目撃者を問わず、身元を確認させていただくことがあること。

# （安全用具）

## 第13条　　利用者は、ヘルメットなどの安全用具を着用するよう努めてください。

# （保険の加入）

## 第14条　　利用者は、事故に備えて、予め傷害保険や損害保険などに加入するよう努めてください。

# （賠償請求及び費用負担）

## 第15条　　当スキー場では、法令、本約款その他当スキー場が定める諸規程に違反した行為によって発生した一切の事故、スキーヤー、スノーボーダー等同士の衝突事故やトラブル等につき、一切の責任を負いません。

２．　スキーヤー、スノーボーダー等が、法令、本約款その他当スキー場が定める諸規程に違反した行為によって、当スキー場に損害又は賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償又は発生した費用を請求いたします。

３．　当スキー場は、利用者が本約款等に違反しスキー場管理区域の外に出て、本人、知人等から当スキー場に遭難救助の申告があったときは、当スキー場単独又は当スキー場と関係官公庁等が協力して救助に当たりますが 当スキー場は、救助終了後、捜索、救助等に関係した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用その他負担経費を当該スキー場利用者に請求いたします。

４．　当スキー場は場内での用具その他の盗難紛失、駐車場での盗難・車両事故につきましては責任を負いません。

# （利用の拒絶、退場措置）

## 第16条　　当スキー場は、利用者が、法令、本約款その他当スキー場の定める諸規程又は当スキー場の係員等の指示を守らない場合は、滑走中その他如何なる場合でも当スキー場の利用を断り、エリア内から退場させることができるものとします。また、当スキー場は、各号のいずれかに該当する利用者に対し、以降の入場をお断りすることができるものとします。

（１）　当スキー場の利用申込みが、この利用約款によらないとき。

（２）　当スキー場の利用に関し、申込者から当スキー場で対応できない特別な負担

を求められたとき。

（３）　当スキー場利用が法令の規定又は公の秩序もしくは善良な風俗に反するものであるとき。

（４）　泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたい認められるとき。

（５）　天災その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき。

（６）　パトロールなど当スキー場の係員の指示に従わないとき。

（７）　利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会団体員等であるとき。

（８）　前各号に掲げるほか、正当な理由があるとき

（９）　前各項により当スキー場が利用者を退場させた場合であっても当該利用者に対しリフト乗車料金等（駐車料金、レンタル料、入場料、リフト利用料、スクール料、その他一切の料金を含みます。）の払戻しは行わない。

# （リフトの利用）

## 第17条　　当スキー場に設置しているリフトの利用に当たっては、この約款に定めるもののほか、別に定める運送約款によります。

# （不可効力）

## 第18条　　天災その他の不可抗力に基づく事由により、スキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止させていただくことがあります。

# （約款の変更）

## 第19条　　この利用約款は、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の利用約款の内容並びに効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

制定年月日 令和2年11月2 日